

令和5年2月24日
四国電力送配電株式会社

経済産業省からの追加報告徴収に係る報告について

当社は、令和5年2月10日および2月16日に、経済産業省より、同省が保有する再エネ業務管理システム*のID・パスワードの管理に関して、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく、報告徴収を受領しておりました。
(2月10日・2月16日お知らせ済み)

2月10日に受領した報告徴収については、同システムのID・パスワードの管理体制、管理状況および利用状況、ならびに当社従業員以外への提供の事案等を取りまとめ、2月17日に経済産業省へ報告しました。
(2月17日お知らせ済み)

このたび、2月16日に受領した追加の報告徴収について、ID・パスワードを当社従業員以外へ提供した経緯、本事案の発生原因および再発防止策等を取りまとめ、本日、経済産業省へ報告しました。

当社といたしましては、本事案によりお客さまに多大なご心配をお掛けしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。
今後、類似事案が二度と発生することのないよう、再発防止に努めてまいります。

※ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定情報等を管理するシステム。

(別紙)

- ・報告書の概要

以 上

報告書の概要

【当社以外の者へID等を提供した経緯】

- 2018年8月に再エネ業務管理システムが運用開始された時点では、法的分離前の一体会社（四国電力）であり、FIT業務についても複数の組織（業務部・需給運用部）で実施していた。具体的には、業務部はFIT関連業務（小売買取・送配電買取）を担当し、需給運用部は発電事業者との詳細な協議を要する案件を分担して対応した。
- 両部門は、FIT制度（小売買取・送配電買取）に関する検討や議論を必要に応じて共に行っていた。
- 当時の業務部の担当者は、当社は一体会社であり、同業務を実施している複数の組織においてID等を共有することは問題ないと考えていたことから、社内でFIT業務を実施していた需給運用部の担当者にID等を連携した。

【本事案の原因分析と再発防止策】

○ 原因分析

本事案の原因は、

- ・ 経済産業省からID等が付与された2018年8月当時、当社は一体会社であり、FIT業務についても複数の組織で実施しており、同業務を実施している組織でID等を共有することは問題ないと考えていたこと
- ・ 2020年4月の法的分離により、四国電力送配電は、一般送配電事業者として四国電力から分社したものの、パスワードを変更していなかったことから、現在に至るまでの間、四国電力が同システムを利用可能な状態が続いたと考えられる。

○ 再発防止策

今後は、ID等の利用ルールについて、

- ・ 当社従業員で契約関連の業務に従事する者のうち、FIT関連業務に従事する者に利用者を限定する
- ・ 同システムの利用再開後、すみやかにパスワードを変更するとともに、以降も定期的に変更する

と明確化し、上記内容について社内周知を行い、社内マニュアルに反映する。

また、本事案について、当社従業員に対する個人情報保護や行為規制に係る社内教育を実施し、従業員の意識醸成に努める。